

マイタクが介護タクシーでも利用できるようになります

タクシーの運賃補助制度「マイタク」が、新たに介護タクシーでも利用できるように制度を拡充します。

1 概要

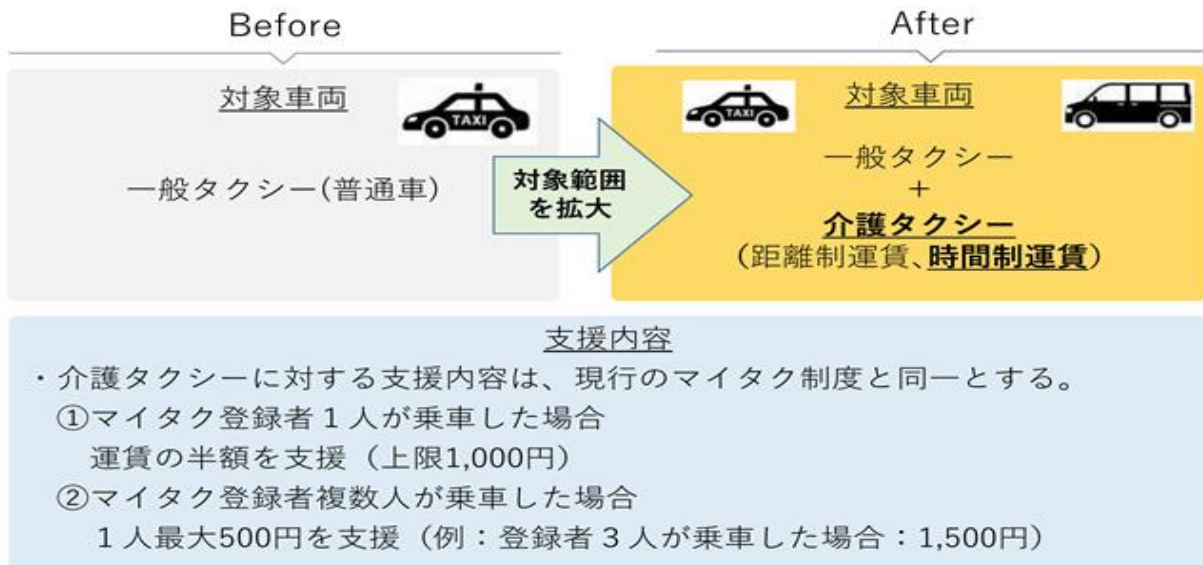
現在、マイタクは一般タクシーのみ利用可能です。さらに、介護タクシーでもマイタクを利用できるように制度を拡充し、令和6年1月15日（月）から市内の8事業者の介護タクシーで利用可能となります。

2 目的・意義

介護タクシーは、介護資格を有する乗務員等が車いすやストレッチャー対応の福祉車両等で運行しており、障害者や要介護者等が利用できます。

介護タクシーにマイタク制度を拡充することで、介護タクシーを利用しているマイタク登録者の費用負担を軽減し、さらなる利便性の向上を図ります。

3 支援内容等



4 今後の展開

1月15日から3月まで実証実験を実施し、必要に応じて制度の見直しやシステム改修等を行い、4月から本稼動を予定しています。

担 当 交通政策課新モビリティ推進係
電 話 027-898-6238（内線：3238）